居宅療養管理指導に関する　契約書・個人情報利用同意書・重要事項説明書　　2024.6 月改定

1. 当事業所は、福岡県知事指定の指定居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業所です。
2. 当事業所は要介護、要支援の認定を受けられた方の居宅を訪問し、計画的かつ継続的な医学的観点から、居宅療養サービス計画の作成等に必要な情報提供ならびに利用者及び利用者の家族や介護に携わる方に対する療養上必要な指導・助言を行います。
3. 介護予防・居宅療養管理指導を行った場合、医療保険に係る費用とは別に月 2 回を上限として、介護保険一部負担金（1 割・2 割・3 割）として徴収させていただきます。なお、公費受給者証をお持ちの方は一部負担金が補助される場合があります。今後、介護報酬改定に伴い、負担金変更の可能性がある場合もございます。

		（1 割負担）	（2 割負担）	（3 割負担）
居宅療養管理指導費（Ⅰ）	(1) 単一建物居住者 1 人の利用者に対して行う場合	1030 単位（￥1030）	2060 単位（￥2060）	3090 単位（￥3090）
	(2) 単一建物居住者 2 人～9 人迄の利用者に対して行う場合	974 単位（￥974）	1948 単位（￥1948）	2922 単位（￥2922）
	(3)（1）・(2) 以外の場合	892 単位（￥892）	1784 単位（￥1784）	2676 単位（￥2676）
居宅療養管理指導費（Ⅱ）（在宅時医学総合管理料又は施設入居時医学総合管理料を設定する場合）	(1) 単一建物居住者 1 人の利用者に対して行う場合	598 単位（￥598）	1196 単位（￥1196）	1794 単位（￥1794）
	(2) 単一建物居住者 2 人～9 人迄の利用者に対して行う場合	574 単位（￥574）	1148 単位（￥1148）	1722 単位（￥1722）
	(3)（1）・(2) 以外の場合	520 単位（￥520）	1040 単位（￥1040）	1560 単位（￥1560）

4.医師ならびに職員には、守秘義務があり個人情報は正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けて頂くために、サービス担当者会議等において他医療機関、ケアマネージャーや他の介護サービス事業所の担当者に必要な情報を提供します。

5.事業所概要

事業所名称　医療法人 FAA　おおつかクリニック
所在地　　福岡市早良区次郎丸二丁目 10 番 43 号　次郎丸クリニックビル 2 階
代表者　　理事長　大塚由美　　院長　大塚　誠
電話番号　　092-874-8171　　FAX 番号　　092-874-8172
指定事業所番号　　4011016666

6.ご利用事業所の従業員数　（　　年　　月現在）

（1）　管理者　1 名（常勤医師と兼任）　（2）　医師　3 名　（3）非常勤医師　1 名（4）　看護師　5 名

7.本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法やその他諸法令に定めるところに従い、誠意を持って協議致します。

※私は、居宅管理指導・介護予防居宅管理指導について説明文書の内容を承諾し、その利用料を支払うことに同意します。また、サービス担当者会議において私の個人情報を用いることに同意します。

住所　　：

電話番号　　：

利用者氏名　　：

代筆者氏名（続柄　：　　（　　）　　記載日　　年　　月　　日